

成年後見制度利用促進現状調査等事業報告書（概要版）

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(1) 背景・問題意識

【背景利用ニーズの増加】

- 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化 等

【背景：成年後見制度の利用困難性】

- 選任や交代、担い手確保の難しさ、担い手に対する相談・サポート体制の不十分さ、報酬支払い、財産管理重視 等

【背景：国際的潮流、日本の動向社会福祉理念の変化（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重）】

- 平成12（2000）年 介護保険制度の開始、民法改正による成年後見制度の開始
- 平成18（2006）年 高齢者虐待防止法施行
- 平成24（2012）年 障害者虐待防止法施行
- 平成26（2014）年 障害者の権利に関する条約 日本批准
- 平成28（2016）年 成年後見制度利用促進法施行
- 平成29（2017）年 第一期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
- 令和4（2022）年 第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定

【問題意識】

- 全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような体制整備を促進する必要性
- これまで地域連携ネットワークに参画していた主体による取組や連携の強化に加え、多様な主体の参画によるきめ細かな支援の必要性

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(3) 本事業の全体像

① 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討、提案

作業部会2
(モデル事業③-1)

作業部会2
(モデル事業③-2)

作業部会2
(新規提案)

検討委員会

作業部会1
(モデル事業②)

作業部会1、2
共通テーマ
(新規提案)

調査項目の検討

調査実施

疑義照会

分析

- ・ 調査結果整理（概要版、詳細版）
- ・ 次年度以降の調査項目の提案

作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

地域生活における日常的な金銭管理と意思決定を支援する仕組みの構築に向けた検討項目、課題出し

ヒアリング調査の実施、整理、分析

権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点の整理等

利益相反行為の防止策、対応策の検討

作業部会2（都道府県の機能強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG）

権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成（FR）、利益相反の防止

モデル事業に参画する関係各主体に期待される機能、役割、検討事項や留意点に関する検討項目、課題出し

ヒアリング調査の実施、整理、分析

都道府県の機能強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討）に関する検討事項や留意点等の整理

支援困難事例を担う法人後見に対する都道府県、都道府県社協によるバックアップの仕組み

モデル事業に参画する関係各主体に期待される機能、役割、検討事項や留意点に関する検討項目、課題出し

ヒアリング調査の実施、整理、分析

法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案

調査研究
報告書の
作成



I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

整理すると.....

作業部会 1



市町村レベルでの「地域連携ネットワーク構築」に向けた検討をしました
(モデル事業2)。

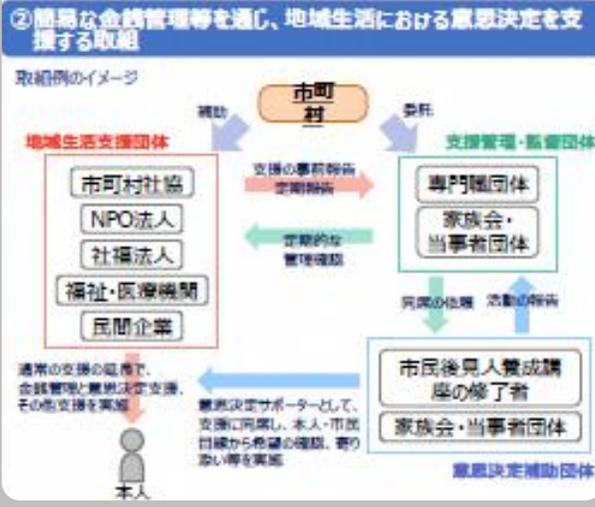
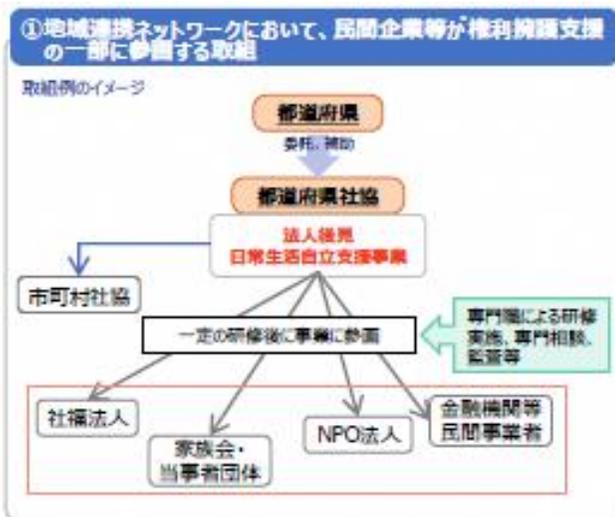
作業部会 2



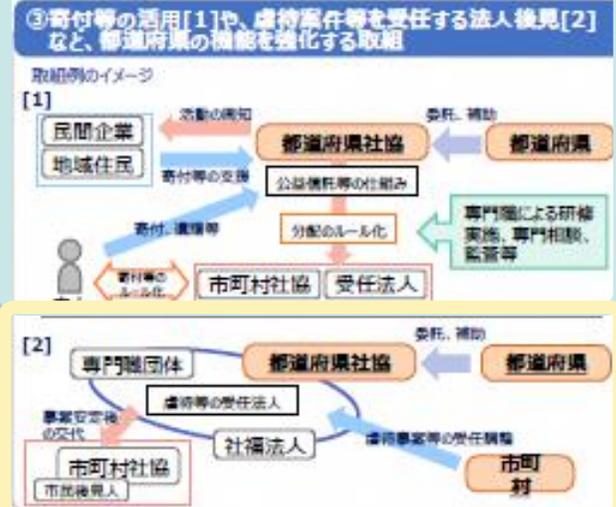
市町村レベルでの「地域連携ネットワーク構築(実働)」を後押しする都道府県レベルの仕組み構築に向けた検討を行いました
(モデル事業③-1、③-2)。

上記に加えて、都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討も行いました
(新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価)。

作業部会 1 での主な検討テーマ



作業部会 2 での主な検討テーマ



I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(4) 本事業の検討体制

五十音順、敬称略。所属、役職は令和4年3月31日現在。

検討委員会

	所属・役職 (◎：委員長)
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長
新井 誠 (◎)	中央大学研究開発機構 機構教授、日本成年後見法学会理事長
上山 泰	新潟大学 法学部 教授
久保 厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
櫻田 なつみ	一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構 理事
新保 文彦	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDnet) 政策委員
高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼 埼玉県支部 代表
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 上伊那成年後見センター 所長
山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授

作業部会 1 (権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG)

所属・役職 (○：作業部会長)	
加藤 良典	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 担当長
笹川 和哉	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門 管理者
永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
丸山 広子	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長
山野目 章夫 (○)	早稲田大学大学院法務研究科 教授

作業部会 2 (都道府県の機能強化 (権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG))

所属・役職 (○：作業部会長)	
稲田 龍樹	弁護士法人TLEO 虎ノ門法律経済事務所・弁護士
海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課長
上山 泰 (○)	新潟大学 法学部 教授
久津摩 和弘	一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET 理事長
熊田 均	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター 副理事長・弁護士
平塚 直也	長野県 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係 推進員

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(5) 成果物（本編）の内容

第I部 事業実施概要

I. 研究の背景と目的

II. 事業実施概要（フレーム、取組概要、体制）

「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」結果は別途公表されることから、本報告書では掲載略。

第II部 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

II-1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

1. 設置目的、背景、取組
2. ヒアリング調査概要
3. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理
4. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題の整理

II-2. 作業部会2（都道府県の機能強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討WG）

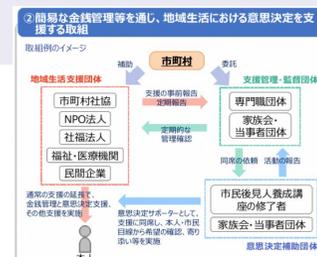
1. 設置目的、背景、取組
2. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（都道府県、都道府県社会福祉協議会）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理
 - (1) モデル事業（3）-1に取り組むうえで前提とする考え方
 - (2) モデル事業（3）-2に取り組むうえで前提とする考え方
 - (3) ヒアリング調査概要
 - (4) モデル事業に参画する関係各主体に期待される機能、役割、検討事項や留意点
3. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）
 - (1) 「利益相反」防止のための留意点
 - (2) 法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

1. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体（市町村）が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理

「利益相反」防止のための留意点

本事業で新しく提案する「利益相反」を代替する用語、考え方について（＝「関係性注意事項」の提案（作業部会1、2共通））



- 今後、身寄りのない人や日常生活を送るのに他者からの支援を必要とする人の増加を踏まえると、多様な主体の参画による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されることを期待。
- その際、民法上の規制※1を遵守することは当然。一方、以下の点から、**本人の真意性を確実に担保するために、本人との関係性を濫用した契約や寄付等※2がなされていないか、利用の制限、購入等がなされていないか等、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策を組み込み、現行法上の規制よりも幅広い倫理的規制又はセーフガードの導入が必要**と考える。よって、本事業において新しく用語、考え方を提案する。
 - ・ 対象者は契約能力を有する者である場合がある。
 - ・ 一方で、日常生活を送るのに他者による支援を必要とする。
 - ・ 多様な主体が参画し、生活支援等のサービスを充実する仕組み構築をめざす。

＝本人の権利の保護
＝事業者の育成

⇒「関係性注意事項」：（意識的か・無意識的かを問わず）契約の相手方や受贈者等による本人との関係性の濫用にならないか注意を要する事案。当該事案に該当すると想定された場合、本人への意思確認や手続き等を慎重に行ったり、管理監督・支援団体への相談の必要性を促すもので、当該事案に該当したからといって、契約や寄付等の禁止をただちに求めたり、禁止したりするものではない。

※1：自己契約（民法108条1項本文）、双方代理（民法108条1項本文）等

※2：本事業における「寄付等」の範囲：生前の寄付、遺言による寄付、死因贈与契約による寄付、生命保険による寄付

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 都道府県が育成する、法人後見実施団体の適切な活動支援に関する検討（新規提案：利益相反、法人後見実施団体による自己評価）

「利益相反」防止のための留意点

- 本事業で新しく提案する「利益相反」を代替する用語、考え方について（＝「関係性注意事項」（作業部会1、2共通））

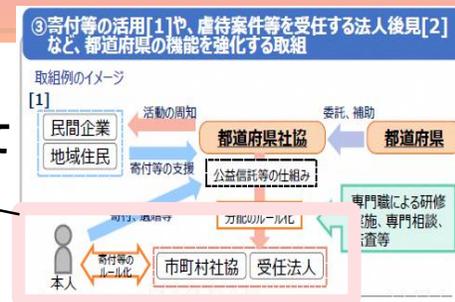
この部分の話です

- モデル事業③－1では、「都道府県社会福祉協議会への寄付等」を前提とした「社会課題（地域課題）解決のための活動資金の確保、持続可能なセーフティネットの仕組みの構築」をめざす。
- サービス提供事業者が、身寄りがない本人や家族・親族等から、また、法人後見実施団体が受任している本人から直接寄付を受けることについては、原則回避されるべきものである。
- しかし、今後、身寄りのない人の増加を想定すると、民法上の規制^{※3}を遵守することは当然。加えて、**本人の真意性を確実に担保するために、本人との関係性を濫用した契約や寄付等^{※4}がなされていないか、利用の制限、購入等がなされていないか等、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策を組み込み、現行法上の規制よりも幅広の倫理的規制又はセーフガードの導入が必要**と考える。よって、本事業において新しく用語、考え方を提案する。

⇒「**関係性注意事項**」：（意識的か・無意識的かを問わず）契約の相手方や受贈者等による本人との関係性の濫用にならないか注意を要する事案。当該事案に該当すると想定された場合、本人への意思確認や手続き等を慎重に行ったり、管理監督・支援団体への相談の必要性を促すもので、当該事案に該当したからといって、契約や寄付等の禁止をただちに求めたり、禁止したりするものではない。

※3：前掲1

※4：前掲2



※保佐類型、補助類型の場合は、代理権や同意権、取消権の設定範囲、本人意思表示のタイミング、寄付等の対象（受贈者）、寄付等の実施主体（本人か／保佐人、補助人か）、金額等との組み合わせが多様であり、慎重に考慮する必要があることから、本事業での検討は見送ることとする（「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の制度化に向けて、検討が必要と考えられる課題」として記載）。